

令和 8 年度香川県地震・津波対策啓発動画制作委託業務公募実施要領

1 趣 旨

本県が公表した香川県地震・津波被害想定調査結果を踏まえ、南海トラフ地震（最大クラス）が発生した場合の県内で予想される地震による揺れや津波、液状化、山崩れ等の災害の映像を作成し、県民に提供することにより、県民自らの防災・減災対策の促進を図ることを目的とします。

2 概 要

- (1) 業 務 名 令和 8 年度香川県地震・津波対策啓発動画制作委託業務
- (2) 委 託 期 間 契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日
- (3) 契約限度額 7,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 業務の内容 別添仕様書（資料 1）のとおり

3 事務を担当する部署

- (1) 名称
香川県危機管理総局危機管理課（南海トラフ地震・防災企画グループ）
- (2) 所在地
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号（県庁本館 6 階）
- (3) 連絡先
電話：087-832-3242（直通）
E-mail：kikikanri@pref.kagawa.lg.jp

4 応募資格

本業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者で、次の各号のすべてに該当する者。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、本業務の対象者としません。

- (1) 県内に本店又は営業所、活動拠点を有する法人
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 香川県税に滞納のない者
- (6) 技術及び設備を有し、過去 5 年以内に本業務と同種の業務を受託した実績を有する者

5 応募申込書の提出

(1) 委託業務応募申込書(様式1)及び応募者概要書(様式2)(応募資格要件に適合することを証明する書類)(以下「委託業務応募申込書等」という。)を提出してください。

1) 提出書類

- ①委託業務応募申込書(様式1)
- ②応募者概要書(様式2)(応募資格要件に適合することを証明する書類)
- ③香川県税の納税証明書(未納がない旨の証明)

ただし、香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者及び県税の納税義務がない者(任意団体など)は提出不要です。

2) 提出方法

- ・①②については、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。なお、電子メールで提出する場合は、PDF形式に限ります。
- ・③については、持参又は郵送により提出してください。

3) 受付期間・受付時間

【持参の場合】

(受付期間) 令和8年6月11日(木)から令和8年6月22日(月)まで
(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

【郵送による場合】

(受付期限) 令和8年6月22日(月)17時(必着)

【電子メールの場合】

(受付期間) 令和8年6月11日(木)から令和8年6月22日(火)17:15まで

(2) 受付期間

令和8年6月11日(木)から6月22日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

(3) その他

期間内に提出がなかった場合又は提出書類に不備があった場合は、企画提案書及び見積書を提出することはできません。

6 質問の受付

実施要領等、企画提案に関する質問は、次のとおり受け付けます。

(1) 受付場所

上記3と同じ

(2) 受付期間

令和8年6月11日(木)から令和8年6月22日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

(3) 提出方法

質問書(様式3)を使用して、持参、郵送又は電子メールで提出してください。

なお、電子メールの場合は、件名を「令和8年度香川県地震・津波対策啓発動画制作委託業務

に関する質問」としてください。

(4) 回答方法

令和8年6月25日(木)に、応募資格要件に適合する者全員に郵送又は電子メールにて回答します。

(5) その他

企画提案後は、実施要領等に関して不知又は不明であることを理由として異議を申し立てることはできません。

7 企画提案書及び見積書の提出

(1) 企画提案内容

令和8年度香川県地震・津波対策啓発動画制作委託業務仕様書(資料1)に記載された要件をすべて満たしていることを提示するとともに、提案内容について、下記の要件項目ごとに具体的な提示を行い、次のとおり提出してください。

区分	要件項目
ア 業務全体に関すること	①委託業務に対するコンセプト
	②全体的な作業スケジュール
	③事業実施体制(人員・組織体制等)
イ 構成に関すること	④県の被害想定の説明
	⑤ユニバーサルデザインへの配慮
	⑥県民の地震・津波に対する危機意識、防災・減災対策への意識を高めるための工夫
ウ 映像に関すること	⑦CG映像による被害状況の画質・動きの作成能力
	⑧アニメーションや実写映像、音声の工夫
エ 独自提案に関すること	⑧本業務実施に当たっての、独自提案の有無
オ 経費に関すること	⑨業務実施に係る経費とその内訳の提示

(2) 企画提案書の作成方法

・記述はできる限り平易な表現(図表等を含む)を用いるとともに、用紙はA4判・長へんとじとしてください。

図面等で縮小が困難なものについては、A3サイズをA4サイズに折りこんでください。

・上記(1)の各項目毎に、項番(ア-①、ア-②・・・)を付して作成してください。

・企画提案書には、事業者名・所在地等事業者の特定につながる内容は記載しないでください。

(3) 提出書類

① 企画提案書 8部(正本1部(表紙に事業者名を記載)、副本7部)

1事業者につき1案とします。

② 見積書(様式3) 1部(単価及び数量など内訳を詳細に記載してください)

見積金額は消費税及び地方消費税を含めて記載してください。

(4) 提出先及び提出方法

上記3の場所まで持参又は郵送(期間内必着)

(5) 受付期間

令和8年6月26日(金)から7月14日(火)まで(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

(6) その他

期間内に提出がなかった場合は、辞退したものとみなします。

8 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

9 審査及び選定

(1) 選定方法

県に設置する選定委員会において、企画提案内容と見積金額を審査基準(資料3)に従って審査の上、採用業者を選定します。審査は、書面による第一次審査とプレゼンテーション及び提案書等の評価による第二次審査とします。

(2) 第一次審査

書面審査を行い、全審査員の合計得点が高い5事業者を第一次審査通過とします。ただし、事業者数が5事業者以下の場合、応募資格要件を満たしたものを第一次審査通過とします。また、合計得点が高点のため上位5位が5事業者を超える場合は、5事業者に絞らず5事業者を超えた上位5位までの事業者全てを第一次審査通過とします。応募申込書及び企画提案書について、書面による内容審査を行い、5事業者の範囲内で事業者を選定します。

(3) 第二次審査

第一次審査で選定された事業者にプレゼンテーションを行っていただき、内容審査を行います。

① 日時及び場所

令和8年7月下旬頃を予定。

時間及び場所については、応募資格要件を満たすことが確認できた事業者に後日通知します。

② プレゼンテーションの方法

選定された事業者ごとに、提案内容について15分以内で説明をしていただき、説明終了後に選定委員が質問を行います。1事業者当たりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて、合計25分以内とします。

(4) 決定

第二次審査の結果に基づき、採用事業者(1者)を決定します。

(5) 審査結果の通知

第一次審査及び第二次審査の当落結果と採用事業者名は、応募者全員に書面で通知します。

審査結果についての異議申立ては一切受け付けません。また、選定に至った経過、理由等の公表は行いません。

10 契約

県は、採用事業者から提出された提案書を参考に協議を行い、採用事業者と契約を締結します。

契約書には、採用した提案内容を明記した仕様書を添付します。

なお、協議が整わない場合又は上記4の応募資格を満たさなくなった場合のほか、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、次点の提案を行った事業者と協議の上、契約を締結することがあります。

11 その他

(1) 企画提案に要する経費は支給しません。

(2) 採否にかかわらず、提出された書類は返却しません。

(3) 提出された書類について受領後の差し替え及び再提出は認めません。

(4) 提出された書類は、本企画提案以外の目的で応募者に無断で使用することはありません。

(5) 業務については広聴広報課と常に協議をしながら進めるものとし、当初の提案から変更が生じることをあらかじめ了承し、柔軟な対応をとることとします。